

二国間交流事業 共同研究・セミナー  
受託機関代表者 殿

独立行政法人日本学術振興会  
理事長 里 見 進

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い事業実施が困難になった場合等における  
令和 2（2020）年度二国間交流事業委託費の取扱いについて（通知）

日頃より日本学術振興会の各種事業について格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。  
本会の二国間交流事業 共同研究・セミナーでは、新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、  
令和 2（2020）年度に限り、委託費の取扱いを下記のとおりといたします。  
各機関におかれましては、各課題代表者に周知いただくとともに、引き続き研究者等の安全確保を最優先に配慮いただきながら、適切に対応いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 令和 2（2020）年度の事業実施に係る委託費について

（1）共同研究

- 令和 2（2020）年度に限り、「外国旅費」及び「国内旅費」の合計が契約書に記載される委託費総額の 50%以上（令和 2 年度（2020 年度）共同研究・セミナー事務取扱の手引（ver2020.2）（以下「手引」という。）P9.4-1(2)留意事項③）に満たなくても構わないこととします。これに伴い、委託費総額の 50%以上を旅費以外の経費に支出した場合も、変更申請書（様式 10-1）を提出する必要はありません。
- また、令和 2（2020）年度に限り、共同研究を実施するに当たり Web 等を介した交流等の実施に必要な設備・備品に係る経費を支出することも可能とします。これに伴い、令和 2（2020）年度二国間交流事業共同研究・セミナーに係る業務委託契約書第 7 条（不動産及び備品の取得）の取扱いを変更し、購入した設備・備品の所有権については、受託機関に帰属するものとします。この変更に伴う契約変更の手続きについては、後日通知します。

## (2) セミナー

- 令和 2 (2020) 年度に限り、Web 等を介したセミナー (Webinar) の開催も可能とし、その実施のために必要な設備・備品に係る経費を支出することができることとします。これに伴う変更申請書 (様式 10-2) の提出の必要はありません。また、購入した設備・備品の所有権については、受託機関に帰属するものとします (上記 (1) 共同研究の 2 つ目 ● 参照)。

なお、開催地を変更する場合についても、変更申請書 (様式 10-2) の提出の必要はありません。

## (3) その他 (共同研究・セミナー共通)

- 渡航・受入やセミナーの中止に係る会場費・旅費等のキャンセル料は、キャンセル料が発生した年度の費用として計上可能とします。
- 令和 2 (2020) 年度特別措置として、Web 等を介した交流やセミナーの実施に必要な設備・備品に係る経費の支出を可能としますが、それ以外の支出可能な経費については「手引」を確認の上、適切に執行してください。

## 2. 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、共同研究・セミナーの実施が困難になった場合における令和 2 (2020) 年度業務委託契約の変更について (共同研究・セミナー共通)

- 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、令和 2 (2020) 年度の実施計画を年度内に完了することが困難であると判明した場合、事前の申請及び変更契約の締結により、令和 2 (2020) 年度業務委託契約の委託期間の終了日を令和 3 (2021) 年度末まで延長し、委託費を令和 3 (2021) 年度に使用可能とします。契約変更に係る申請手続き等については、12 月頃に通知します。

ただし、Web 等を介した交流等により共同研究やセミナーを実施し、令和 2 (2020) 年度の計画が達成できる場合は、委託期間の令和 3 (2021) 年度への延長は認められません。また、更に令和 4 (2022) 年度まで再度延長することはできません。

## 3. 令和 2 (2020) 年度途中で実施期間が終了する共同研究について

- 4 月 23 日付事務連絡で通知している当該課題の令和 2 (2020) 年度末までの延長については、引き続き変更申請を受け付けますので、新型コロナウイルス感染症の拡大により、実施期間を延長せざるを得ない場合は、変更申請書 (様式 10-2) 及び工程表を、当該課題の終了期日の 2 週間前までに振興会まで提出してください。

なお、上記 2. と同様に Web 等を介した交流等により当初の実施期間内に計画が達成できる場合は、令和 2(2020)年度末までの延長は認められません。

4. 平成 31（令和元、2019）年度二国間交流事業で、令和 2（2020）年度に委託期間を延長したセミナーについて

- 上記 1.（2）と同様に、Web 等を介したセミナー（Webinar）の開催も可能とし、その実施のために必要な設備・備品に係る経費を支出することができることとします。これに伴う変更申請書（令和元年度様式 10-1）の提出の必要はありません。また、購入した設備・備品の所有権については、受託機関に帰属するものとします（上記 1.（1）共同研究の 2 つ目 ● 参照）。

なお、開催地を変更する場合についても、変更申請書（令和元年度様式 10-1）の提出の必要はありません。

ただし、令和 3（2021）年度まで再度延長することはできません。

**【担当】**

独立行政法人日本学術振興会国際事業部

研究協力第二課二国間交流第一係

Tel: 03-3263-1985/1932

Email: nikokukan@jsps.go.jp